

ペイジェント決済モジュール使用許諾条件

株式会社ペイジェント（以下、「PG」といいます。）が別途定める「ペイジェント決済代行サービス会員規約」（以下、「会員規約」といいます。）に基づき運用する決済代行サービス「ペイジェント決済代行サービス」（以下、「本サービス」といいます。）の利用に際して、PGの提供する決済モジュール「ペイジェント決済モジュール」（以下、「本プログラム」といいます。）の使用を希望しPGがその使用を認めた者（以下、「使用者」といいます。）は、以下の使用許諾条件（以下、「本使用許諾条件」といいます。）に同意のうえ、本使用許諾条件に従って本プログラムを使用しなければならないものとします。

使用許諾条件

第1条（使用許諾）

- PGが使用者に対し許諾する権利は、本使用許諾条件記載の条件に従って、本プログラムを日本国内のPGの指定するハードウェア及びシステム上（以下、「指定システム」といいます。）において使用する非独占的、譲渡不可能かつ再許諾不可能な権利（以下、「使用権」といいます。）とします。
- 本プログラム及び本プログラムに係るマニュアル等の一切の資料（以下、「資料等」といいます。）の著作権、商標権、特許権その他の知的財産権は、本使用許諾条件に基づく使用権の許諾によって一切使用者に移転するものではないことを使用者は確認するものとします。

第2条（使用範囲）

- PGより使用者に対して許諾される使用権は、本プログラムを指定システム上においてのみ使用する権利であり、本プログラムを指定システム以外のシステムで使用する場合は、別途改めて使用許諾に関するPG所定の手続きを経ることを必要とします。但し、指定システム上において保守サービスまたは故障等の理由により本プログラムを使用できない場合は、PGの書面による承諾を得て本プログラムを一時的にPGの指定する他のシステム上で使用できるものとします。
- 使用者は、本プログラムを本サービスを利用するため以外の目的で使用してはならないものとします。
- 使用者は、本サービスを利用するにあたり、別途PGとの間で会員規約を締結するものとし、本プログラムはPGの指定する方法により、本使用許諾条件及び会員規約に違反することなく使用されなければならないものとします。

第3条（責任及び使用の対価）

- 使用者は、本プログラムの使用にあたり、PGが別途定め通知するプログラムの使用環境条件に従い、指定システムの適切な機器構成、要員の確保並びに本プログラムの動作が可能となるに十分な環境及び体制の維持について責任を持つものとします。
- 使用者の本プログラム使用についての対価は、本使用許諾条件に定める範囲の使用に関してはこれを無償とします。

第4条（使用条件）

使用者の本プログラムの使用条件を、以下の通りとします。

使用者は、本プログラム並びにその使用権、本プログラムを記録した電磁媒体及び資料等について、第三者に対しこれを販売、譲渡、貸与、頒布、再使用権の許諾をなし、あるいは担保の目的に供するなど一切の処分を行うことはできないものとします。使用者は、本プログラム、資料等及びこれらに関して知り得たPGの技術、営業情報を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、会員規約の有効期間中及び終了後においても第三者に開示・漏洩しないものとします。

使用者は、PGの事前の書面による承諾なしには、本プログラムを変更、修正その他改造し若しくは本プログラムの全部または一部を組み込んで他のソフトウェア等を作成する為の行為（以下、あわせて「改変行為」といいます。）をなしてはならないものとします。なお、当該PGの承諾に基づき本プログラムに対して改変行為が行われた場合、当該改変行為により改造された本プログラム並びに本プログラムが組み込まれたソフトウェア等に関する著作権その他の知的財産権はPGが有するものとし、使用者によるその使用についても本使用許諾条件の各条項が適用されるものとします。

使用者は、本使用許諾条件記載の条件に従い本プログラムを使用するかまたは保管するために最低限必要な限度で、プログラムの全部または一部を1部のみ複製できるものとします。但し、このプログラムの複製物に付いても本使用許諾条件の各条項が適用されるものとします。

使用者は、指定システムの据え付け場所を変更する場合等、本プログラムの使用状態に関して変更を行う場合、変更日の1ヶ月前までにPG所定の書面にて変更内容を通知し、PGの承諾を得るものとします。

使用者は、本プログラム、本プログラムを記録した電磁媒体及び資料等を指定システムの据え付け場所以外で保管する場合は、その保管場所を事前に書面にてPGに通知し、PGの承諾を得るものとします。

使用者は、本プログラムをソースコードに変換するための逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他の解析行為を行ってはならないものとします。

使用者は、PGが本プログラム及び資料等に対して修正・変更等のアップデートを事前の通知なく行うことを了承し、当該アップデートが行われた場合、PGの指示に従って本プログラムを最新の状態に変更・維持するものとします。

2. 使用者は、本プログラムの使用条件に関して特に PG から指示があった場合、当該 PG の指示した使用条件が本条の各規定に優先して適用されることを承諾するものとします。
3. PG は、使用者が本使用許諾条件または会員規約に違反したまたはそのおそれがある等、使用者による本プログラムの使用が不適当であると判断した場合、使用者の本プログラムの全部または一部の使用を中止及び停止させることができるものとします。なお、当該中止または停止期間については、PG は PG の裁量により自由に決定できるものとします。

第5条（免責）

PG は、本プログラム、本プログラムを記録した電磁媒体及び資料等の完全性並びに使用者の特定の目的への適合性を保証するものではなく、本プログラム及び本プログラムを記録した電磁媒体、その他資料等に起因して使用者に損害が生じた場合でも、何ら責を負わないものとします。

第6条（サポート）

1. PG は、本プログラムに関するサポートを行わないものとします。
2. 前項に関わらず、個別の障害等のトラブルに関して使用者がサポートを求め PG が承諾した場合には、当該個別のトラブルに関して PG はサポートを行うものとし、サポートの時期、方法、内容は、PG の判断によるものとします。
3. 使用者は、PG が本条によりサポートを行う場合、PG が本プログラムのサポートを円滑に行えるよう、PG に協力するものとします。
4. 使用者は、本条におけるサポートを受けるにあたり知り得た PG の業務上の機密を、第三者に開示・漏洩してはならないものとします。
5. 本条により行われるサポートは、これを有償とし、その額、支払方法等は、個別のトラブルに対するサポート内容に応じて PG が定めるものとします。

第7条（通知義務）

使用者は、次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく PG に通知し、PG の指示に従い対応するものとします。

本プログラムに関連して、PG または第三者の知的財産権その他の権利を侵害するような事態が発生したときまたはそのおそれがあるとき

本プログラム、本プログラムを記録した電磁媒体及び資料等につき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したときまたはそのおそれがあるとき

第8条（債務不履行等）

使用者は、本使用許諾条件に違反し、または本使用許諾条件に基づく債務を履行しないことにより PG に損害を与えた場合は、会員規約の締結の有無にかかわらず当該違反または債務不履行から生じる PG の損害を賠償するものとします。

第9条（使用許諾期間）

1. 本プログラムの使用許諾期間は PG が本プログラムの使用者による使用を許諾した日として通知した日から、会員規約の終了時までとします。

2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号に定める事由が発生した場合には本使用許諾条件に基づき PG が使用者に対して許諾した全ての本プログラムの使用権が当該事由の発生時点で消滅するものとします。

使用者が指定システムの使用を終了したとき

理由の如何にかかわらず会員規約が終了したとき

本サービスを使用者に対して提供しないことが確定したとき

次条に該当したことその他の事由に基づき PG が本プログラムの使用者による使用を不適当と判断し、使用者の本プログラムの使用権を取り消したとき

3. PG は、会員規約の有効期間中において、前項各号の事由が解消されたと判断した場合、PG の裁量で使用者に対して再度本使用許諾条件のもと、使用権を付与することができるものとします。

第10条（使用権の取消）

1. PG は、使用者が本使用許諾条件に基づく債務を履行しない場合には、相当の期間を定めて催告を行いなおその期間内に当該債務の履行がないときは、何らの通知催告を要せずその使用権を取り消すことができるものとします。
2. 使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、PG は何らの通知催告を要せず即時にその使用権を取り消すことができるものとします。

差押え、仮差押え、仮処分、競売の申し立てまたは公租公課の滞納による差押えがあったとき

自ら振出しまたは引受けた手形・小切手を不渡りとしたときまたは破産、民事再生手続開始、特別清算手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てがあったときまたは清算にはいったとき会員規約が締結済みの場合において、使用者の会員規約違反等により会員規約が解約されたとき

使用者の本サービスの利用において、本プログラムを使用する必要がなくなったと PG が判断したとき

3. 使用者は、前二項のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、PG に対する債務がある場合には、一切の債務をただちに PG に対して支払うものとします。

第11条（使用権消滅時の処理）

前二条により本プログラムの使用権が消滅した時は、使用者は本プログラムの使用権消滅日以降 2 週間以内に、本プログラム、本プログラムを記録した電磁媒体及び資料等の全てを PG の指示に従い破棄または返却するものとします。また、PG が要求した場合、使用者はすみやかに本プログラム、本プログラムを記録した電磁媒体及び資料等を破棄または返却したことを証する書類を PG に提出するものとします。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

本使用許諾条件は日本法に基づき解釈され、本使用許諾条件及び使用者の本プログラムの使用に関する一切の訴訟については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成 21 年 1 月 1 9 日制定

以上